

《サービス利用料金（1日あたり）》

下記の料金表によって、サービス利用料金から、介護給付費等の給付額（全体額の9割）を除いた金額（全体額の1割＝利用者負担）と食費・光熱水費の合計金額を、利用者にお支払いいただきます。（別途、負担軽減措置がございます）

●生活介護事業・施設入所支援

1.利用者の障害支援区分と利用料	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
① 生活介護事業	4,590円	4,590円	5,020円	5,680円	8,160円	10,990円
② 施設入所支援	1,460円	1,460円	1,850円	2,350円	2,970円	3,560円
合計	6,050円	6,050円	6,870円	8,030円	11,130円	14,550円
2.うち、介護給付費等から給付される金額	5,445円	5,445円	6,183円	7,227円	10,017円	13,095円
3.サービス利用に係る自己負担額（定率負担）（1-2）	605円	605円	687円	803円	1,113円	1,455円
4.食事に係る自己負担金	朝食：420円 / 昼食：550円 / 夕食：550円 = 1,520円					
5.光熱水費に係る自己負担金	100円					
自己負担額の合計 =3+4+5	2,225円	2,225円	2,307円	2,423円	2,733円	3,075円

●福祉型短期入所サービス（Ⅰ）

1.利用者の障害支援区分と利用料	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	4,920円	4,920円	5,630円	6,260円	7,580円	8,920円
2.うち、介護給付費等から給付される金額	4,428円	4,428円	5,067円	5,634円	6,822円	8,028円
3.サービス利用に係る自己負担額（定率負担）（1-2）	492円	492円	563円	626円	758円	892円
4.食事に係る自己負担金	朝食：420円 / 昼食：550円 / 夕食：550円 = 1,520円					
5.光熱水費に係る自己負担金	100円					
自己負担額の合計 =3+4+5	2,112円	2,112円	2,183円	2,246円	2,378円	2,512円

●福祉型短期入所サービス（Ⅲ）【障がい児】

1.利用者の障害支援区分と利用料	区分1	区分2	区分3
	4,920円	5,950円	7,580円
2.うち、介護給付費等から給付される金額	4,428円	5,355円	6,822円
3.サービス利用に係る自己負担額（定率負担）（1-2）	492円	595円	758円
4.食事に係る自己負担金	朝食：420円 / 昼食：550円 / 夕食：550円 = 1,520円		
5.光熱水費に係る自己負担金	100円		
自己負担額の合計 =3+4+5	2,112円	2,215円	2,378円

《専門的な支援に係る利用料 ※加算分(1日あたり)》

【入院時支援特別加算・長期入院等支援加算については月 1 回の金額】

前項の基本的なサービス利用料金以外に、専門的な支援を行う場合または人員配置等の体制に配慮した場合などにおいて、ご利用されるサービスごとに利用者負担額が必要となります。

①生活介護事業に係る主な加算

加算内容	説明	加算に係る自己負担額
初期加算	利用者が生活介護の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定の単位数をご負担いただきます。	30円
人員配置体制加算（I）	手厚い人員配置体制（1.7：1）をとってサービスを行っている場合に、所定の単位数をご負担いただきます。	212円
福祉専門職配置等加算	良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、一定の条件に応じた配置をしている場合に、所定の単位数をご負担いただきます。	15円
リハビリテーション加算	理学療法士、機能訓練指導員、医師等が中心となり、利用者ごとのリハビリテーション計画を作成し、個別にリハビリテーションを行っている場合に、所定の単位数をご負担いただきます。	20円
常勤看護職員等配置加算	看護職員を常勤換算で1以上配置し、利用者の健康管理に努めている場合に、所定の単位数をご負担いただきます。	11円

②施設入所支援に係る主な加算

加算内容	説明		加算に係る自己負担額	
夜勤職員配置体制加算	定員60人以下の事業所で夜勤職員を3名配置し、夜間体制の充実を図っている場合にご負担いただきます。		41円	
入院・外泊時加算Ⅰ	利用者が入院や居宅での外泊をされた場合等に、8日を限度として、ご負担いただきます。		320円	
入院・外泊時加算Ⅱ	利用者が、入院・外泊時加算が算定できる8日を越えて入院・外泊した場合、概ね週1回以上の訪問等により支援を行った際にご負担いただきます。 (1日単位での算定で加算Ⅰに引続き82日を限度)		191円	
入院時支援特別加算	90日を超える (月1回を限度)	入院期間が4日未満	週1回以上の訪問	561円
		入院期間が4日以上	週2回以上の訪問	1,122円
重度障害者支援加算Ⅱ	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が配置さ		7円	

	れている場合にご負担いただきます。	
	上記の研修修了者が作成した支援計画シート等に基づき、実際に夜間においてサービスを受けた場合にご負担いただきます。	180円
	上記の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、実際にサービスを受けた場合にご負担いただきます。	700円
入所時特別支援加算	新たに利用者を受け入れた場合、入所から30日以内の期間についてご負担いただきます。	30円
栄養ケアマネジメント加算	管理栄養士等により、栄養ケア計画を作成し、に基づき利用者の栄養管理を行います。	12円

③福祉型短期入所サービスに係る主な加算

加算内容	説明	加算に係る自己負担額
短期利用加算	サービス利用にあたってのアセスメント、環境調整等の支援をした場合、30日以内の利用について、ご負担いただきます。	30円
重度障害者支援加算	重度障がい者に対して手厚い援助を実施した場合にご負担いただきます。	50円
栄養士配置加算Ⅰ	管理栄養士又は栄養士を配置した事業所で食事の提供を行った場合に、ご負担いただきます。	22円
送迎加算	利用の際、送迎を行った場合にご負担いただきます。 (片道につき)	186円

④その他

加算内容	説明
福祉・介護職員処遇改善加算	基本報酬及び各加算を算定した総単位数に、サービス別の加算率を乗じた単位数を加算した金額をご負担いただきます。

※ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された金額の範囲内の額、及び食費、光熱水費といたします。

[利用者が入院された場合の対応について]

※ 利用者が、短期入院または外泊された場合にお支払いいただく1日あたりの利用料金は、下記のとおりです。
(本書6.「利用者が入院等された場合の対応について」、契約書第15条、第16条参照)

内容	入院1～8日目	9日目以降
1.サービス利用料金	3,200円	本書6.参照 (入院時の支援)
2.うち、介護給付費等から給付される金額	2,880円	
3.自己負担金(1-2)	320円	

[サービス利用を取消し(キャンセル)した場合の食費について] (契約書第15条)

※ 利用者が、サービス利用を取り消し(キャンセル)する場合は、利用予定日の 3 日前までに当事業所までお申し出ください。

※ なお、サービス利用日の 3 日前までにお申し出のない場合、キャンセル料をいただく場合があります。

食事キャンセル料 (食費の原材料費相当額)	朝：420 円 昼：550 円 夕：550 円
-----------------------	-------------------------